

第2章

都市計画マスタープラン

この章は、都市計画法第18条の2に規定する、本市の都市計画に関する基本的な方針です。《第二次計画》

第1章 共通編

第2章 都市計画マスタープラン

- 第1節 土地利用の方針【全体図】
- 第2節 総合交通体系の方針
- 第3節 都市防災の方針
- 第4節 景観形成の方針
- 第5節 その他の都市施設の方針

第3章 立地適正化計画

第4章 緑の基本計画

第5章 住生活基本計画

資料

第2章「都市計画マスタープラン」

■第1節 土地利用の方針【全体図】

～ 各ゾーンの方針に沿った施策を推進し、自然、観光、産業と居住環境がよりよくなるまちへ ～

■森林環境ゾーン

『日本海に面する観光と一次産業が地域個性を活かして魅力向上をし続けるゾーン』

- 道の駅石狩「あいーど厚田」を拠点とした、観光施策の充実化 [新規]
- 留萌市、増毛町、北竜町との連携のもと、オロロンラインを活用し、本市を含めた4市町への外国人観光客の周遊を促すインバウンドにも対応した観光ルートの創出 [新規]
- 漁業を活かした観光への取り組み支援
- 地域コミュニティの創出の取り組み
- 若年層の定住の取り組み
- 合併処理浄化槽の整備の継続
- 都市間の骨格をなす道路網の強化 [新規]
- 〈個別対策〉
 - ・日本海オロロンライン（国道231号）の安全性の向上（車＋自転車）
 - ・道央圏連絡道路の早期完成による観光客の誘導
 - ・主要道路の安全性の向上
- 交通ネットワークの確保 [新規]
- 〈個別対策〉
 - ・石狩市地域公共交通網形成計画に基づく、公共交通の利用促進策（利用者確保）の推進による現在のバス路線、デマンドバスの維持・確保
- 防災対策の強化 [新規]
- 〈個別対策〉
 - ・住民の安全性の向上

■海浜植物ゾーン

『大都市圏に今も大切に保全されている海浜植物ゾーン』

- 地域コミュニティの創出の取り組み
- 土地利用のあり方の検討
- 漁業を活かした観光への取り組み支援
- 地域の魅力向上の取り組み
- 都市的開発の抑制 [新規]
- 〈個別対策〉
 - ・海浜植物の保全のための啓蒙活動

■農業生産ゾーン

『道内最大の消費地札幌に隣接する一大農業生産ゾーン』

- 生産者の経営安定化や6次産業化及び札幌圏の食糧供給基地の機能を維持する取り組みへの支援 [新規]
- グリーンツーリズム促進
- 地産地消の促進や都市と農村との交流の取り組み
- 新規就業者の育成・確保と情報提供
- 合併処理浄化槽の整備の継続
- 生産地と消費地を結ぶ道路網の強化 [新規]
- 〈個別対策〉
 - ・主要な幹線道路の安全性の向上
 - ・石狩市地域公共交通網形成計画に基づく、公共交通空白地の移動環境の向上

■都市機能ゾーン

『北海道のエネルギー供給と札幌圏の生産物流・都市居住の機能の一翼を担うゾーン』

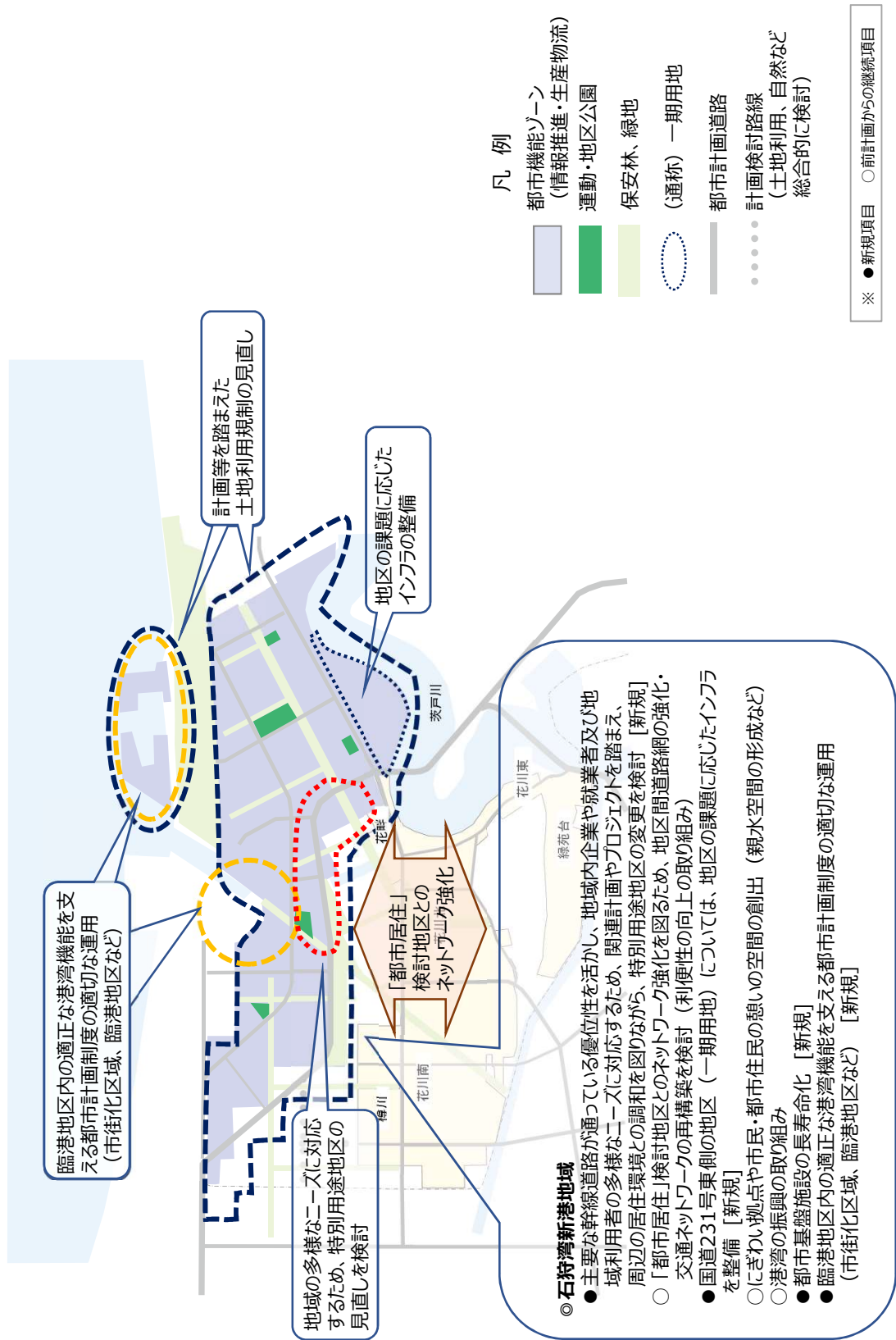
都市機能ゾーンの個別施策は次のページへ

※ ●新規項目 ○前計画からの継続項目

※各地区の地域特性や課題については、43ページから53ページのゾーン別概要を参照

土地利用の方針【都市機能ゾーン（「情報推進・生産物流」検討地区）拡大図】

『北海道のエネルギー供給と札幌圏の生産物流機能の一翼を担うゾーン』



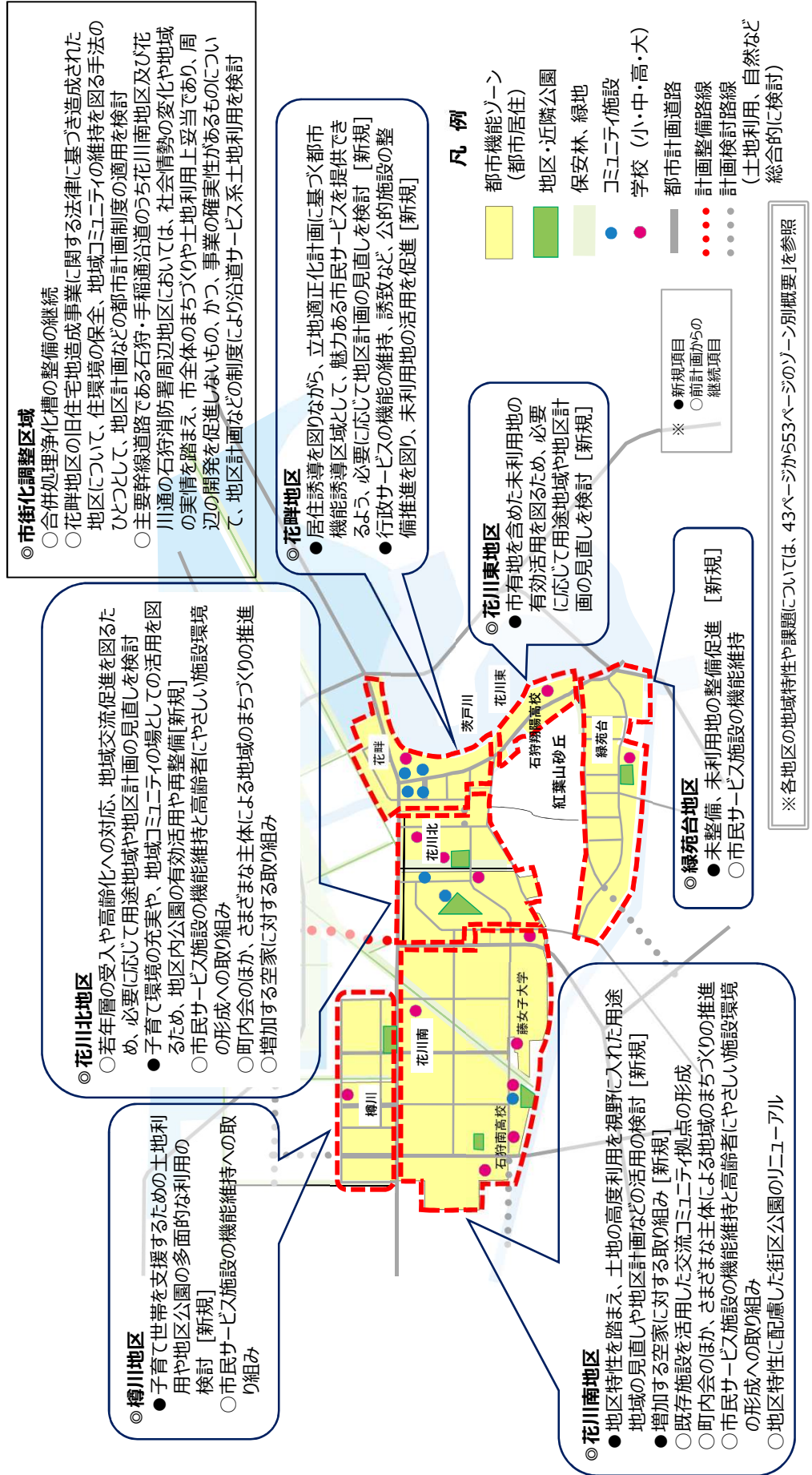
※ 各地区の地域特性や課題については、43ページから53ページの「ゾーン別概要」を参照

土地利用の方針【都市機能ゾーン（「都市居住」検討地区）拡大図】

『札幌圏の都市居住機能の一翼を担うゾーン』

【共通方針】

- 居住及び都市機能の推進を図るための土地利用の増進、整序 [新規]
- 地域間道路網の強化 [新規]
- 都市基盤施設の長寿命化 [新規]
- 交通ネットワークの再構築 [新規]
- 地域のニーズに対応するため、必要に応じた土地利用計画制度の見直し [新規]
- 人の出会いや交流が生まれる、歩いて暮らせるまちづくりの検討
- 地域コミュニティ拠点の創出の取り組み
- 住環境保全の取り組み
- ユニバーサルデザインを踏まえたインフラ更新
- 都市施設の計画的整備・更新



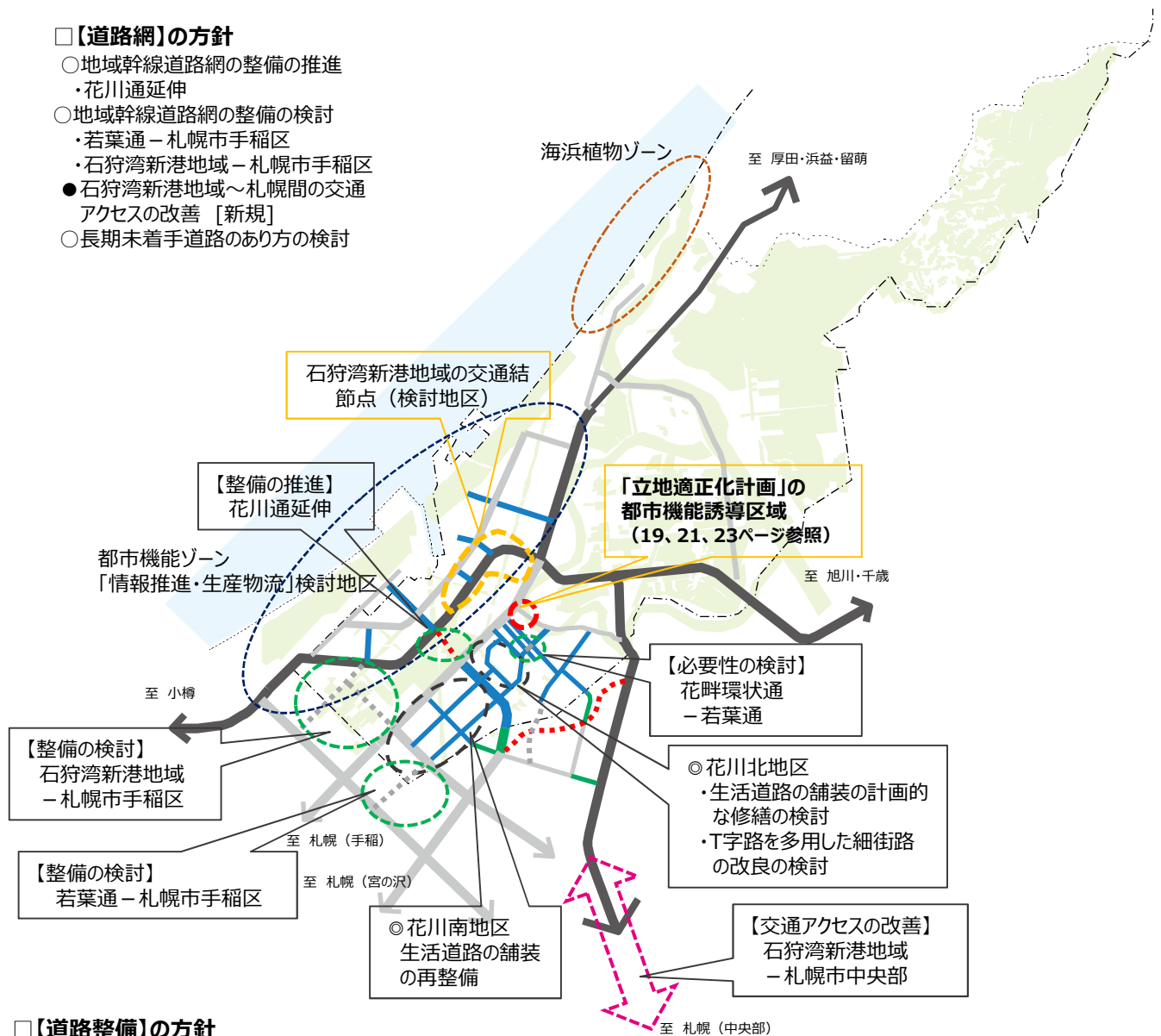
■第2節 総合交通体系の方針（1）

～ 近隣都市や市内各ゾーンを結ぶ道路網、公共交通を強化し、「ひと・もの」が移動しやすいまちへ ～

（1）道路網・道路整備

□【道路網】の方針

- 地域幹線道路網の整備の推進
 - ・花川通延伸
- 地域幹線道路網の整備の検討
 - ・若葉通－札幌市手稲区
 - ・石狩湾新港地域－札幌市手稲区
- 石狩湾新港地域～札幌間の交通アクセスの改善 [新規]
- 長期未着手道路のあり方の検討



□【道路整備】の方針

- 歩いて暮らせる地域間連携を意識したまちづくりの推進
- 花川南地区の舗装の再整備
- 石狩市自転車活用推進計画に基づき、自転車が安全快適に移動できる環境を整備 [新規]
- ユニバーサルデザインを踏まえた道路整備の推進
- 安全な歩行者空間創出の取り組み
- 花川北地区の舗装の計画的な修繕の検討
- 花川北地区におけるT字路を多用した細街路の改良の検討（歩行者に配慮した改修の検討）
- 交差点付近の安全性を高めるため、信号機の視認性を考慮した植栽やせん定方法の検討
- 地区間連絡道路の必要性の検討
 - ・花畔環状通－若葉通

凡例

- | | |
|--------|---------------------------------|
| — 国道 | 交通アクセスの改善
・石狩湾新港地域～札幌間 |
| — 道道 | |
| — 市道 | 計画路線（整備中
路線など） |
| — 札幌市道 | 計画検討路線
（土地利用、自然など
総合的に検討） |

※ ●新規項目 ○前計画からの継続項目

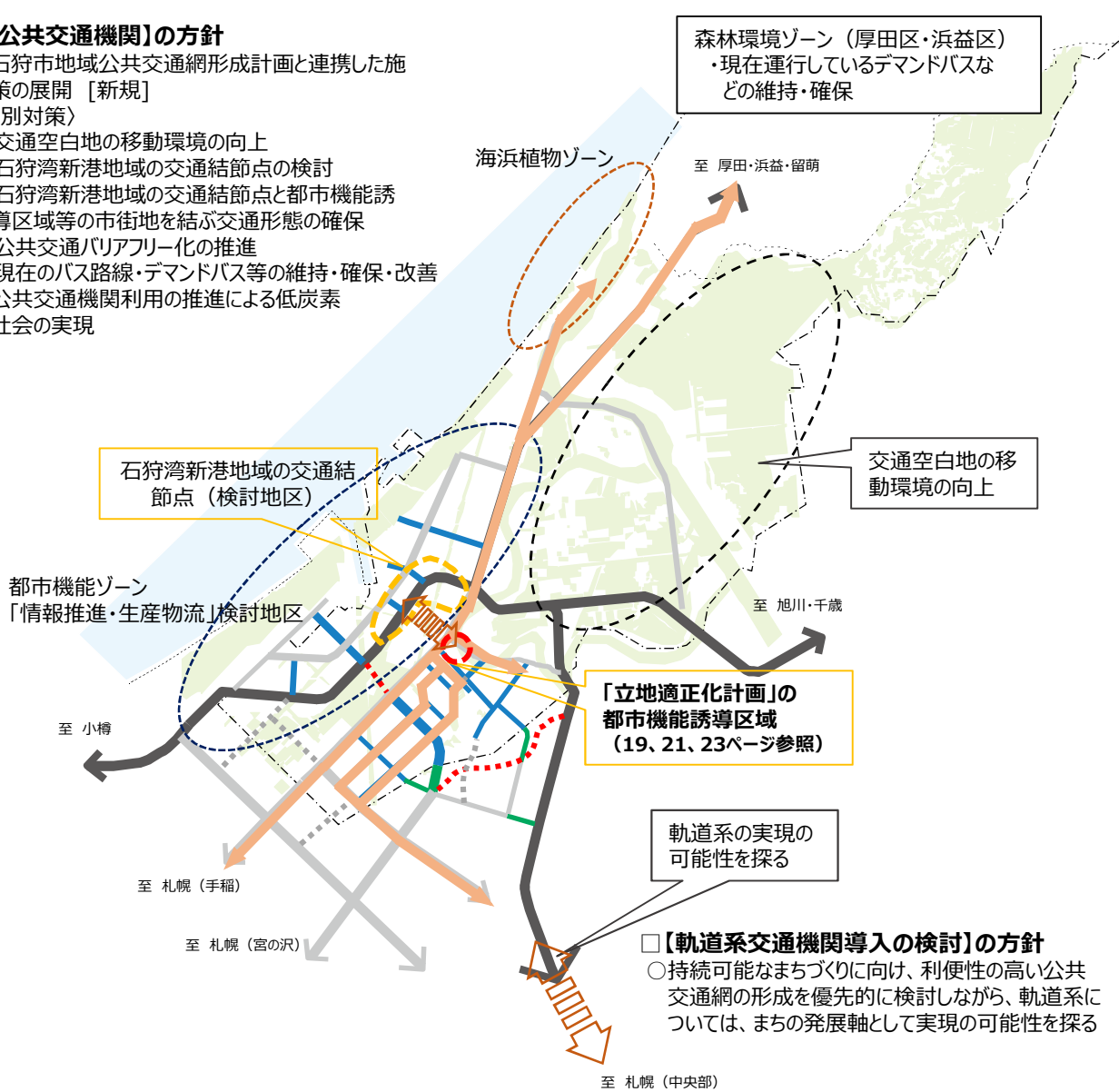
■第2節 総合交通体系の方針（2）

～ 近隣都市や市内各ゾーンを結ぶ道路網、公共交通を強化し、「ひと・もの」が移動しやすいまちへ ～

(2) 公共交通網

☐【公共交通機関】の方針

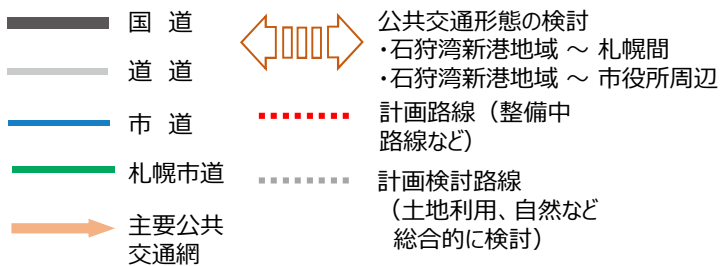
- 石狩市地域公共交通網形成計画と連携した施策の展開 [新規]
- 〈個別対策〉
- ・交通空白地の移動環境の向上
 - ・石狩湾新港地域の交通結節点の検討
 - ・石狩湾新港地域の交通結節点と都市機能誘導区域等の市街地を結ぶ交通形態の確保
 - ・公共交通バリアフリー化の推進
 - ・現在のバス路線・デマンドバス等の維持・確保・改善
- 公共交通機関利用の推進による低炭素社会の実現



□【軌道系交通機関導入の検討】の方針

- 持続可能なまちづくりに向け、利便性の高い公共交通網の形成を優先的に検討しながら、軌道系については、まちの発展軸として実現の可能性を探る

凡 例



※ ●新規項目 ○前計画からの継続項目

■第3節 都市防災の方針

～ 災害に強い都市構造の形成や防災意識の醸成により、安全安心でより住みよいまちへ ～

□防災拠点の強化と都市基盤の耐震化の取り組み

- 防災拠点や避難所等の防災上重要な施設の機能向上
[新規]
- 自助・共助推進のための防災拠点創出の検討 [新規]
- 建築物の耐震診断と耐震改修の推進
- 空家の適正管理の周知 [新規]
- ライフラインの耐震化
- 避難物資の備蓄強化と協定に基づく確保体制の強化
- 情報伝達手段多重化の検討（テレビ放送・ラジオ放送・防災行政無線、メール配信サービス、SNSなど）

□厚田地区、浜益地区における取り組み

- 津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等の周知徹底

□市民の防災意識の向上と地域コミュニティづくりへの支援

- 自主防災組織による防災力向上
- 石狩市防災マスターや石狩市防災まちづくり協会と連携した自助・共助の取り組み推進
- 防災教育・体験学習の取り組み
- コミュニティづくりへの支援
- 防災マップ等の作成
- 避難行動要支援者対策の検討
- 避難訓練等による防災力の向上
- 市民の防災意識の向上

□石狩湾新港・河川の活用

- 水路を利用した物資などの運搬
- 災害時における緊急物資輸送のための係留施設の耐震化（石狩湾新港）

石狩市防災ひろば

□利雪・克雪の取り組み

- 冬期間の除雪による円滑な交通の確保
- 商店街における快適な歩行環境確保への支援
- 快適な住宅環境の創出への支援の推進
- 高齢者、障がい者への支援
- 積雪寒冷地の特色を活かした冷熱エネルギーの活用や産業創出支援への取り組み
- 総合的な利雪・克雪の取り組み

凡 例（民間施設含む）

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 指定緊急避難場所
- 津波避難場所
- 福祉避難所

※ ●新規項目 ○前計画からの継続項目

■第4節 景観形成の方針

～ 各ゾーンの地域特性を活かし、魅力ある景観を形成するまちへ ～

□共通方針

- 景観形成に影響する看板、広告物、電柱、大規模な建築物などについては、規模、数量、影響の大きさなどを勘案し、対応を検討
- 地域の実情に合わせた樹木（ポプラ並木など）の適正管理
- 再生エネルギー供給施設については、その必要性を認識しつつ、関係法令や「風力発電ゾーニング計画」などによる適正配置と景観への配慮を周知 [新規]

□森林環境ゾーンの景観形成方針

- 自然・景観資源の保全、創出の取り組み（山森、河川など）
- 河畔を利活用する取り組み

□海浜植物ゾーンの景観形成方針

- 海岸の自然と歴史的空間とが融合する街並みの誘導の検討（地区計画、建築協定などの活用）
- 海浜植物を保護・回復させる取り組み
- 歴史的建造物の保存方法の検討
- 砂丘の風資料館などによる歴史・文化の継承、環境教育

□農業生産ゾーンの景観形成方針

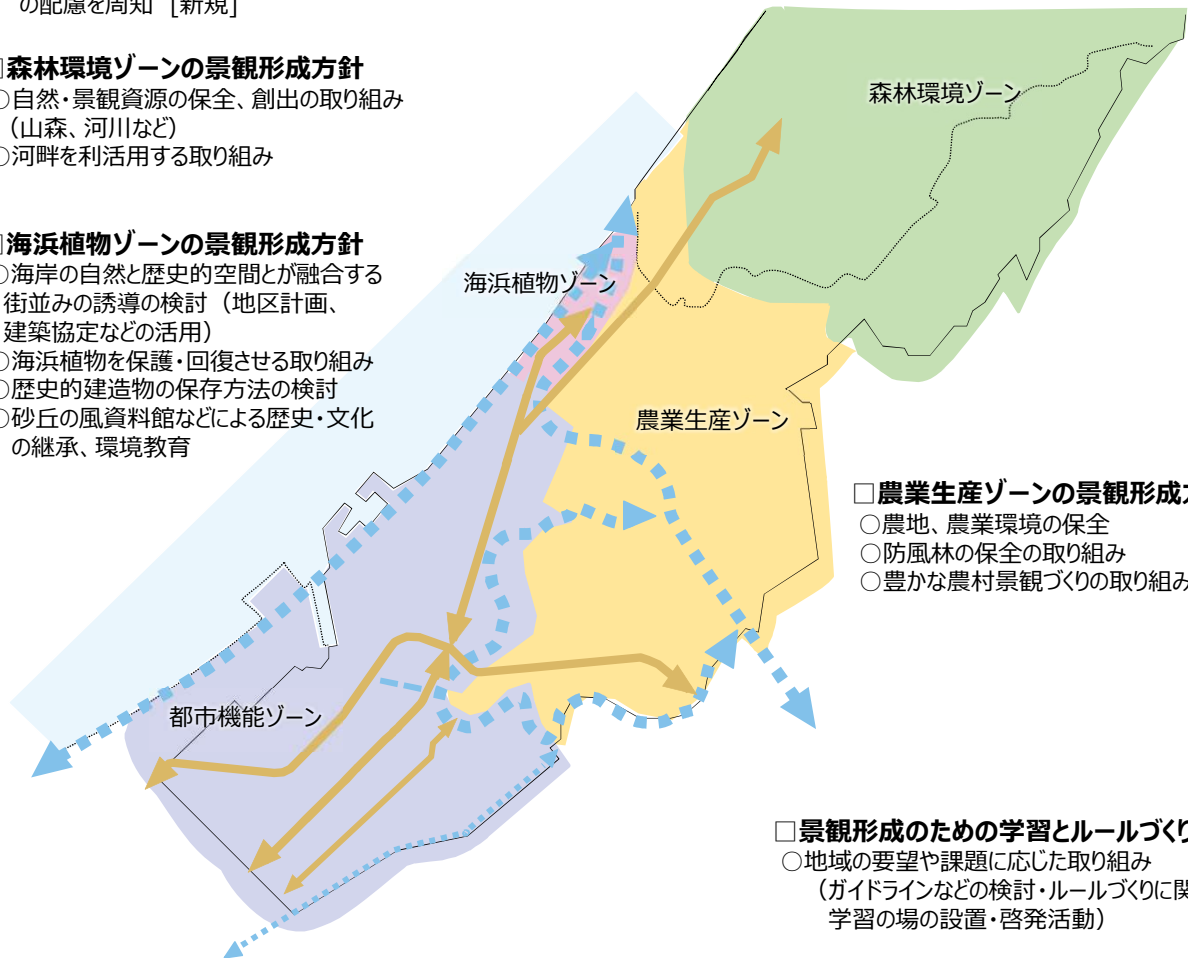
- 農地、農業環境の保全
- 防風林の保全の取り組み
- 豊かな農村景観づくりの取り組み

□景観形成のための学習とルールづくり

- 地域の要望や課題に応じた取り組み（ガイドラインなどの検討・ルールづくりに関する学習の場の設置・啓発活動）

□都市機能ゾーンの景観形成方針

- 景観づくりの推進（地区計画などの法制度活用）
- 歩いて気持ちの良い街並み景観の取り組み
- 防風林の保全の取り組み
- 宅地の緑化推進
- 花いっぱい運動の推進



凡 例

- ← - - - → 水辺景観ルート
- ← - - - → 主な景観ルート

■第5節 その他の都市施設の方針 (下水道・火葬場・墓園・産業廃棄物処理施設)

～ 適正な管理や計画的な整備・改修による施設の長寿命化により、持続可能な施設運営ができるまちへ ～

□下水道の取り組み

- 市街地における計画的な下水道施設の整備及び改修

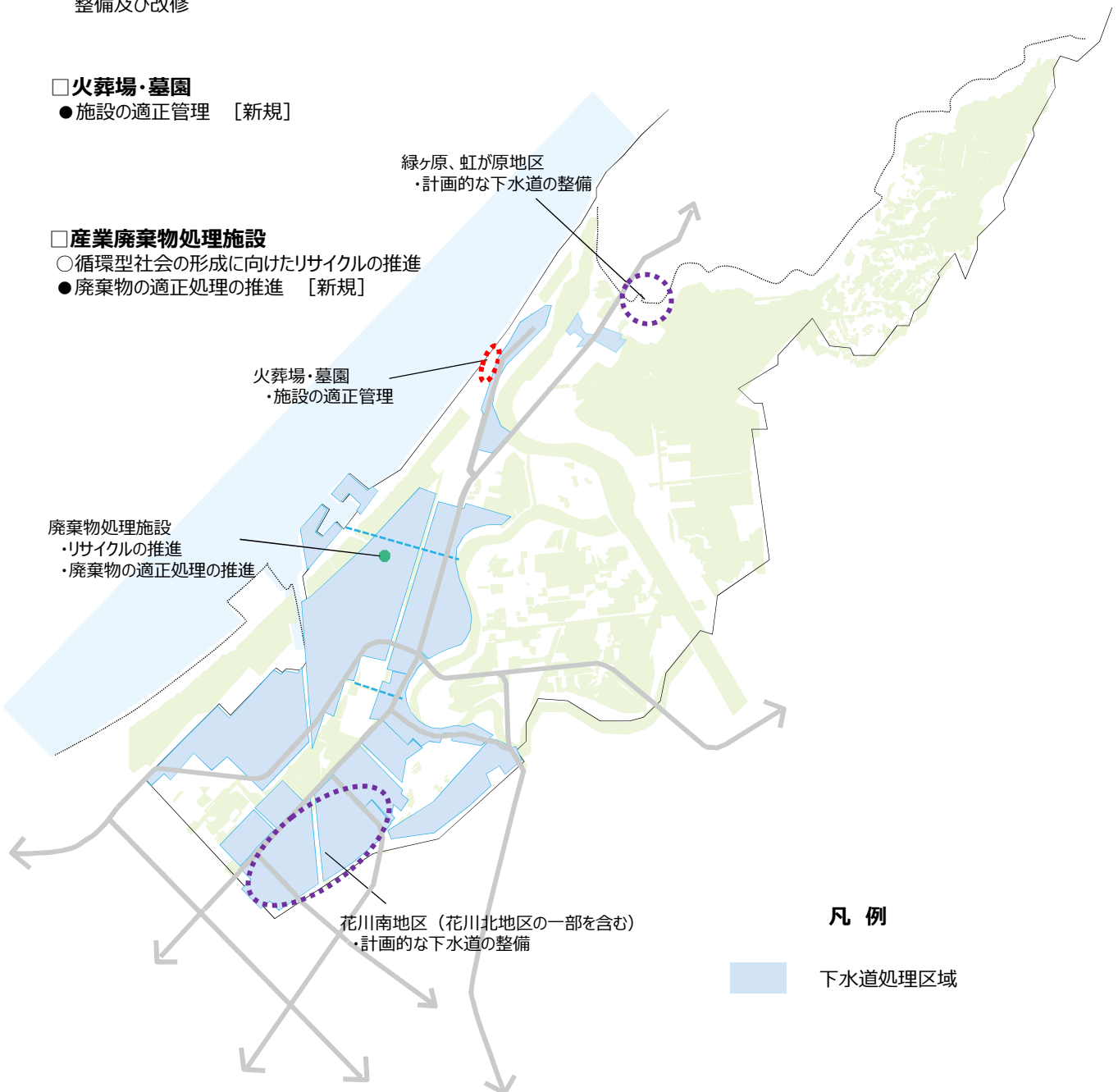
※公園については30ページ参照

□火葬場・墓園

- 施設の適正管理 [新規]

□産業廃棄物処理施設

- 循環型社会の形成に向けたリサイクルの推進
- 廃棄物の適正処理の推進 [新規]



※ ●新規項目 ○前計画からの継続項目